

水田 農業生産基盤の強化を目指して

問 耕地課 畑地かんがい係
☎476-1111(151・152)

◆農地中間管理機構関連農地整備事業について

平成29年9月に土地改良法が改正されたことにより、平成30年度から『農地中間管理機構関連農地整備事業』（以下、機構関連事業という。）が創設されます。

これまでの水田ほ場整備事業では、受益者負担がありましたが、機構関連事業により、農家負担をゼロでほ場整備事業を行えるようになりました。

本事業は、農地中間管理機構が管理している農地を、担い手が引き受け、農作業を効率的に行えるように整備することを目標としており、以下の事業要件が設定されています。

事業要件

- ①事業対象農地のすべてについて、農地中間管理権が設定されていること。
- ②各団地の合計面積が5ha以上あり、かつ、各団地が0.5ha以上であること。
- ③農地中間管理機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、事業計画の公告日から15年以上あること。
- ④担い手への農用地の集団化が80%以上図られること。
- ⑤事業実施地域の収益性の向上が20%以上図られること。



※農地中間管理権とは…農地中間管理機構（鹿児島県地域振興公社）を通じて農地の貸し借りの契約が結ばれていること。

◆検討進む新たな地下かんがいシステム（FOEAS）

水田ほ場整備事業による湿田対策として導入検討を進めています

フォアスという排水と給水を両立した水位制御システムです。

雨が降れば暗渠から排水を、干天が続けば地下かんがいを行い、作物栽培に最適な地下水位を維持することで、湿害や過乾燥を軽減し、農作物の収量および品質の向上に寄与することが期待できます。

特に持留川水系に多い泥炭地の排水対策と併せて、地下水位制御により畑作物も栽培できる汎用水田への活用検討を進めています。

